

平成 23 年度 川崎市総合教育センターの研究の推進

川崎市総合教育センター

1 社会的な背景や今日的な課題と川崎市総合教育センターの主導的な役割

今日の日本の社会には、少子高齢化や高度情報化、産業構造の変化、価値観の多様化等の状況が表れている。また、21世紀は、新しい知識・情報・技術があらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代であると言われており、子どもたちが生きていくこれからの社会は、知識基盤社会化やグローバル化により、ますます変化していくことが予想される。

平成 18 年 12 月に約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、それを受けて学校教育法や関係法令が改正された。平成 20 年 3 月には小・中学校の新しい学習指導要領が、平成 21 年 3 月には高等学校と特別支援学校の新しい学習指導要領がそれぞれ告示された。この学習指導要領は、本年度から小学校、平成 24 年度から中学校において全面実施、高等学校においては、平成 25 年度から年次進行により実施させる。また、特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれに準じて実施される。

一方、本市では、平成 23 年 4 月に平成 25 年度までの 3 年間にわたる「かわさき教育プラン第 3 期実行計画」を策定し、「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」「学校の教育力を高め、確かな学力を育成する」等の 6 つの重点施策に基づいて各種事業が展開されている。

川崎市総合教育センターは、子どもたちを取り巻く社会的な背景や今日的な課題等を踏まえながら、新しい学習指導要領の理念やかわさき教育プラン重点施策の実現を目指し、各学校の教育活動の充実・改善や教職員の資質や指導力の向上等に向けた取組を支援する総合的な教育機関として、主導的な役割を果たす立場にある。

2 川崎市総合教育センターにおける研究推進の基本的な考え方

川崎市総合教育センターでは、設立以来、多様化する教育課題等を踏まえ川崎の教育の創造と発展に資することを目的とした調査研究を行っており、研究の推進に当たっては、「基礎的研究の推進」「実践的研究の推進」「先導的研究の推進」を基本的な 3 つの視点として位置付けている。

また、従来の「研究・研修」に加え、平成 17 年度の学校教育部からの業務の移管に伴い、各教科等や教育課題等に係る各学校に対する指導業務を担う立場となった。このことにより、指導主事が学校等の要請に応じて学校を訪問し、授業研究や校内研修等において指導や支援に携わりながら、各学校の子どもたちの実態や授業における指導の状況等を直接把握することが可能となっている。

そこで、これからの川崎市総合教育センターの研究では、これまでの研究の基本的な視点は踏襲しつつも、本市の子どもたちや学校の実態等を踏まえた上での各教科等に係る指導方法の改善や教師の授業力の向上等を目指す実践的な内容を研究の中心に据えて推進する。

3 平成 22～24 年度の研究総括主題の設定

平成 8 年の中央教育審議会答申（「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は「生きる力」とであると提言した。本市の各学校では、地域や学校、子どもたちの実態等を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しながら、子どもたちに「生きる力」をはぐくんできた。

今回の学習指導要領の改訂においても、「生きる力」という理念は知識基盤社会の時代ではますます重要となっていることから、引き続き「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を重視している。

そこで、総合教育センターには、本市の各学校における「生きる力」の育成を目指した教育課程の編成や特色ある教育活動の展開等を支援することがこれまで以上に求められることから、平成 22 年度の研究総括主題を次のように設定した。平成 23 年度は 3 年研究の 2 年目と位置付ける。

平成 22～24 年度研究総括主題

「生きる力」をはぐくむ川崎の教育の創造

なお、研究の推進に当たっては、次の 3 つの視点を新たに設定し、それぞれの研究の在り方を位置付ける。

①実践研究

○長期研究員を中心とした研究会議、指導主事と研究員を中心とした研究会議、専門研究員、カウンセラー研究員による各学校の授業実践等に直結する研究

②調査・基礎研究

○指導主事による本市の教育活動及び児童生徒の実態に係る調査研究

③共同研究

○市内各学校との共同研究、指定都市教育研究所連盟共同研究、各研究所連盟との連携研究
特に、平成 23 年度は本市の子どもたちに「生きる力」の知的側面である「確かな学力」の育成を図るため、各教科等の指導方法の改善や教師の授業力の向上等を目指すための実践研究を研究の中心に据える。そこで、総括研究主題を受け、改めて実践研究に係る主題を設定することで、研究の方向性を明確にする。また、調査・基礎的研究と共同研究については、実践研究を下支えする研究と位置付けて研究を推進する。

4 実践研究推進の方向性

平成 23 年度実践研究主題

実感ある学びを創造する授業の在り方

新しい学習指導要領では、「確かな学力」の育成を目指すため、「習得・活用・探究を意識した学習の推進」や「基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視」、「学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度の育成」を求めている。

特に、基礎的・基本的な知識・技能を活用して、思考力・判断力・表現力等を育成するために、言語活動を充実することとしている。習得・活用・探究を意識した学習活動をバランスよく行い、子どもたちが主体的に学習に取り組み、「わかった」「できた」と実感できる授業づくりを目指す必要がある。

そこで、平成 23 年度の実践研究では、研究主題を「実感ある学びを創造する授業の在り方」と設定し、子どもたちが主体的に学んでいることを実感できる授業づくりを目指した研究を推進する。「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学習意欲の向上や学習習慣の定着」等、これから求められる授業の在り方を具体的に提案することで、各学校の授業改善や教師の指導力の向上に資することを研究の目的とする。

そのため、各研究会議では、学習指導案や資料等の作成、単元や教材開発等の各学校の授業における指導内容や方法等の充実・改善に直結する実践的な研究を行うこととする。

なお、研究の内容や成果等については、従前の研究紀要の作成や研究報告会での報告等に加え、作成した学習指導案や教材等を学習指導案データベースに掲載することにより、各学校が必要に応じて随時活用できるようにする。また、平成 22 年度に作成した「授業力こだわりハンドブック」を、拡大要請訪問や研修等の様々な機会を活用することで、研究の内容や成果等の継続的な還元を図る。

